

1. 関係5行政機関と業界団体連携による広報活動の実施

(後援：北海道運輸局、北海道労働局、北海道経済産業局、北海道農政事務所、公正取引委員会北海道事務所)

- ・新聞、TVCM、シネマフロンティア、TVer等を活用し、荷主企業や一般消費者をターゲットとした広報活動を実施（R7同様）し、各種規制や施策の周知、意識の変容等の拡大に向けた取り組み
- ・トラック輸送産業やトラックドライバーの地位向上

※新聞広告（案）は別添のとおり。TVCM等は令和7年度と同様（[令和7年度の取組－北海道トラック協会 \(hta.or.jp\)](#)）

2. 関係5行政機関からの道内荷主企業に対する協力依頼文書の発出

(発出：北海道運輸局、北海道労働局、北海道経済産業局、北海道農政事務所、公正取引委員会北海道事務所)

- ・「標準的な運賃・標準運送約款」「改正トラック法（白トラ・委託回数）・書面交付」「改正物流効率化法」「トラック適正化二法」「取適法」「ホワイト物流推進運動」「パートナーシップ構築宣言」「荷主と運送事業者の協力による取引環境と長時間労働の改善に向けたガイドライン」の周知 等

3. トラック適正化二法等セミナーの開催（要調整）

(主催：北海道運輸局、北海道労働局、北海道経済産業局、北海道農政事務所、公正取引委員会北海道事務所)

- ・本年4月から順次施行されている同法等について広く荷主企業に周知するためセミナー等を開催する。
「標準的な運賃」から【適正原価】へ、【委託次数制限】【白トラ利用の罰則強化】等について周知し、スムーズな制度転換が図られるよう環境整備に努める。